

一般財団法人福島県職員共助会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福島県職員共助会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、職員の相互共済と福祉の増進に関する事業を行い、公務の能率的な運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 職員の福利厚生に関する事業
- (2) 損害保険代理店業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第9条 この法人に評議員12名以上22名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第12条 評議員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員会の日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により評議員会の決議があったものは、その書面又は電磁的記録を主たる事務所に 10 年間備え置かななければならない。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出され

た議事録署名人2名以上が記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。
(評議員会への報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その提案を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名を副理事長とする。

3 理事長及び副理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 第2項の理事長をもって一般法人法第197条で準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、第3項の常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の 7 日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項につき提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

2 前項の規定により理事会の決議があったものは、その書面又は電磁的記録を主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

(理事会への報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第11章 雑則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号、以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この定款の施行の日前に、財団法人福島県職員共助会寄附行為に基づき定められた規程又は議決された事項は、この定款に基づき定められた規程又は議決された事項とみなす。
- 4 この法人の最初の理事長は橋本明良、副理事長は湯野川守及び松崎健一、常務理事は林昭彦とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。
小松利顕 熊田雅宏 村田文夫 橋内俊之 川村猪佐雄 渡辺春吉 小檜山裕展
森谷智子 菅野喜之 猪越 力 佐藤貴英 澤村英行 大内敦夫 田中光一
松岡春雄 佐藤寛喜 長谷川友之 小林恒雄 柳田敦彦 藤田一浩 橋本康正
鈴木 敦

別表 基本財産（第 5 条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
定 期 預 金	3, 0 0 0, 0 0 0 円

一般財団法人福島県職員共助会 役員名簿

令和6年6月6日 現在

役職	所属	氏名
評議員	総務課	梅津 俊哉
	企画調整課	田沼 祐二
	生活環境総務課	鈴木 輝
	保健福祉総務課	阿部 謙一
	商工総務課	本多 洋崇
	農林総務課	二瓶 一成
	土木総務課	栗林 政和
	出納総務課	常盤 しのぶ
	県北地方振興局企画商工部	伊藤 智美
	県中地方振興局企画商工部	藤田 沙織
	医科大学給与係	渡邊 秀一
	県職連合	大内 武広
	県職連合	高野 恭子
	県職連合	小林 浩之
	県職連合	羽賀 理恵
	県職連合	米畑 聡
	県職連合	増井 勝彦
	県職連合	遠藤 達矢
	県職連合	坂内 勇太
	県職連合	吉田 治久
県職連合	安田 亮平	
県職連合	神山 慎也	
理事	理事長	総務部次長（人事担当） 山内 建史
	副理事長	県職連合 根本 和俊
	副理事長	職員業務課 鈴木 恵
	常務理事	福利厚生室 後藤 康治
		商工総務課 鈴木 慎也
		農林総務課 大野 竜一
		県北地方振興局企画商工部 山口 祥則
		県職連合 高玉 育子
		県職連合 川村 美彦
		県職連合 小林 昌史
	県職連合 和知 聡	
監事	出納局審査課	橋川 敦子
	県職連合	鈴木 貴士
	(株)東邦銀行県庁支店	佐藤 泰則

令和5年度一般財団法人福島県職員共助会事業報告

I 決算概要

一般財団法人福島県職員共助会は、会員からの掛金を財源とし、会員の相互共済と福祉の増進を図るため、基本財産を安全かつ確実に管理し、県及び共済組合と連携しながら、多様化する会員のニーズに応えるべく各種の事業を実施してきた。

令和5年度においては、一般財団法人への移行10年目であるため、令和4年度の管理・運営体制等を検証し、公益法人制度改革に基づいた運営基盤を確立できるように取り組んだ。また、可能な限り当法人の設立目的である「会員の相互共済」を図りながら、共助会の安定した運営に努めたところである。

各経理における事業実施概要については以下のとおりである。

1 公益目的支出会計

不特定かつ多数の者の利益に寄与するため、福島県に対して、年間5,100千円の寄附を行った。

2 短期経理

会員の被扶養者に対する医療費助成等の各種短期給付事業を実施した。被扶養者医療補助金については、保険業法の適用を受けることから、保険会社の保険商品を活用し、基礎控除額を5,000円として事業を実施した。

短期給付事業の給付実績は、4種60,005千円で、前年度の4種63,410千円に対し、3,405千円(▲5.4%)の減となった。この給付額減少の主な理由は、被扶養者医療補助金、出産見舞金及び災害見舞金が減少したことによるものである。

※4種：被扶養者医療補助金、出産見舞金、災害見舞金、介護休暇給付金

3 福祉経理

(1) 会員に対する医療費助成等の各種福祉給付事業を実施した。

会員医療補助金については、保険業法の適用を受けることから、保険会社の保険商品を活用し、基礎控除額を5,000円として事業を実施した。

福祉給付事業の給付実績は、6種158,047千円で、前年度の6種162,493千円に対し、4,446千円(▲2.7%)の減となった。この給付額減少の主な理由は、保険商品を活用した会員医療補助金が減少したほか、その他各種給付事業が減少したことによるものである。

※6種：会員医療補助金、死亡弔慰金、出産助成金、結婚祝金、小学校入学祝金、永年勤続リフレッシュ給付金

(2) 会員とその家族の健康管理、保養などの福利厚生の充実を図るため契約施設利用助成事業、健康づくり推進事業等の事業を実施する厚生費については、給付実績は4事業16,428千円で、前年度4事業15,937千円に対し、491千円(3.1%)の増となった。この給付額増加の主な理由は、健康づくり推進事業、空の旅助成事業が増加したことによるものである。

※4事業：契約施設利用助成、健康づくり推進事業、永年勤続退職会員優待事業、空の旅助成

4 グループ保険会計

第1グループ保険と第2グループ保険の統合及び医療保障保険の保険内容を充実させた新グループ保険へ制度を改正し、平成28年9月（第50保険年度）から移行した。

また、日本生命を幹事会社とした第一生命、太陽生命の三社共同引受体制による事業を継続実施し、グループ保険加入者からの保険料により安定した運営に努めた。

5 次世代育成支援対策会計

会員の仕事と子育ての両立支援に向けた次世代育成支援対策事業として、各種給付事業を実施した。

6 損害保険代理店業会計

一般財団法人への移行に伴い、当法人で会員及びその被扶養者の医療補助金を独自に行うことができなくなったため、保険商品を活用し、当該医療補助金を実施した。

7 法人会計

共助会事業の安定に寄与するため、各種事業に係る事務費の適切な執行及び基本財産をはじめとした資金の効率的運用に努めた。

II 一般的事項

1 会員数・被扶養者数

会員数			被扶養者数		
令和5年度末	令和4年度末	増減	令和5年度末	令和4年度末	増減
9,375人	9,334人	41人	7,624人	7,704人	▲80人

2 掛金

区分	掛金率
短期経理	0.8/1000
福祉経理	7.2/1000

3 基本財産の増減及び残高

経理	科目	4年度末残高	4年度中増加額	5年度中減少額	5年度末残高
法人会計	定期預金	3,000,000円	0円	0円	3,000,000円

Ⅲ 理事会及び評議員会の開催状況

- 1 令和5年4月19日 評議員会
形態 決議の省略の方法による
決議事項 評議員及び理事の選任の件。
理事長 小貫 薫 が提案した上記事項について、評議員及び監事全員が4月28日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。
- 2 令和5年4月28日 理事会
形態 決議の省略の方法による
決議事項 理事長、副理事長及び常務理事選定の件。
理事 山内 建史 が提案した上記事項について、理事及び監事全員が5月12日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。
- 3 令和5年6月9日 理事会
開催場所 ふくしま中町会館 6階 北会議室
決議事項 議案第1号 令和4年度決算(案)について
議案第2号 令和5年度変更予算(案)について
出席等 出席理事の数8名、監事出席2名
- 4 令和5年6月9日 評議員会
開催場所 決議の省略の方法による
決議事項 令和4年度決算(案)について
令和5年度変更予算(案)について
理事長 山内 建史 が提案した上記事項について、評議員及び監事全員が6月13日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。
- 5 令和5年8月4日 理事会
形態 決議の省略の方法による
決議事項 プロスポーツチームホーム公式戦観戦への助成事業の件。
令和5年度変更予算(案)の件。
理事長 山内 建史 が提案した上記事項について、理事及び監事全員が8月10日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。
- 6 令和5年8月25日 評議員会
形態 決議の省略の方法による
決議事項 プロスポーツチームホーム公式戦観戦への助成事業の件。
令和5年度変更予算(案)の件。
理事長 山内 建史 が提案した上記事項について、評議員

及び監事全員が8月31日に同意及び確認したため、同日をもって決議したものとみなされた。

7 令和6年2月5日 理事会

開催場所 杉妻会館 4階 牡丹

決議事項 議案第1号 将来収支予測結果及び次年度の事業の見直し等
について

議案第2号 令和5年度変更予算(案)について

議案第3号 令和6年度当初予算(案)について

議案第4号 一般財団法人福島県職員共助会文書規程等の一
部改正等(案)について

出席等 出席理事の数9名、出席監事3名

8 令和6年2月19日 評議員会

開催場所 決議の省略の方法による

決議事項 議案第1号 将来収支予測結果及び次年度の事業の見直し等
について

議案第2号 令和5年度変更予算(案)について

議案第3号 令和6年度当初予算(案)について

議案第4号 一般財団法人福島県職員共助会文書規程等の一
部改正等(案)について

理事長 山内 建史 が提案した上記事項について、評議員
及び監事全員が3月6日に同意及び確認したため、同日をもっ
て決議したものとみなされた。

貸借対照表

法人全体

一般財団法人 福島県職員共助会

令和 6年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	421,751,066	369,874,540	51,876,526
東邦銀行県庁支店	421,751,066	369,874,540	51,876,526
前払費用	130,863,840	148,929,960	△18,066,120
未収金	34,501,269	26,450,163	8,051,106
立替金	135,745	132,011	3,734
未収収益	154	301	△147
流動資産合計	587,252,074	545,386,975	41,865,099
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,159,500	1,711,100	△551,600
その他固定資産合計	1,159,500	1,711,100	△551,600
固定資産合計	4,159,500	4,711,100	△551,600
資産合計	591,411,574	550,098,075	41,313,499
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	34,482,622	26,586,244	7,896,378
未払消費税	979,200	1,092,500	△113,300
未払法人税等	10,663,100	11,628,100	△965,000
預り金	6,820	0	6,820
社会保険料	6,820	0	6,820
前受金	2,380,488	2,168,133	212,355
支払備金	2,083,540	6,853,803	△4,770,263
流動負債合計	50,595,770	48,328,780	2,266,990
2. 固定負債			
責任準備金	170,944,559	125,170,012	45,774,547
固定負債合計	170,944,559	125,170,012	45,774,547
負債合計	221,540,329	173,498,792	48,041,537
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	369,871,245	376,599,283	△6,728,038
負債及び正味財産合計	591,411,574	550,098,075	41,313,499

正味財産増減計算書

(単位:円)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部				管理費	9,311,191	5,336,720	3,974,471
1. 経常増減の部				事務委託費	3,028,673	3,607,400	△ 578,727
(1) 経常収益				旅費	25,535	9,699	15,836
基本財産運用益	154	301	△ 147	事務費	69,896	87,260	△ 17,364
基本財産受取利息	154	301	△ 147	事務用消耗品費	32,085	13,138	18,947
受取会員掛金	295,365,534	291,959,411	3,406,123	通信運搬費	16,813	24,282	△ 7,469
受取会員掛金	295,365,534	291,959,411	3,406,123	会議費	3,414	7,558	△ 4,144
事業収益	294,493,922	271,470,758	23,023,164	その他	17,584	42,282	△ 24,698
受取保険料収益	206,825,745	206,966,961	△ 141,216	賃借料	113,928	121,610	△ 7,682
受取配当金収益	49,317,100	24,394,093	24,923,007	負担金	242,052	66,809	175,243
受取手数料収益	38,351,077	40,109,704	△ 1,758,627	委託費	1,017,765	469,080	548,685
雑収益	1,756,577	1,880,867	△ 124,290	租税公課	2,189,818	551,750	1,638,068
雑収益	1,756,577	1,880,867	△ 124,290	報酬	1,825,800	0	1,825,800
経常収益計	591,616,187	565,311,337	26,304,850	職員手当	245,016	0	245,016
(2) 経常費用				減価償却費	551,600	421,900	129,700
事業費	578,369,934	521,257,579	57,112,355	ソフトウェア償却費	551,600	421,900	129,700
会員医療補助金	98,267,363	101,242,161	△ 2,974,798	雑費	1,108	1,212	△ 104
被扶養者医療補助金	52,295,721	53,760,589	△ 1,464,868	経常費用計	587,681,125	526,594,299	61,086,826
出産見舞金	7,610,000	9,310,000	△ 1,700,000	当期経常増減額	3,935,062	38,717,038	△ 34,781,976
出産助成金	2,820,000	3,210,000	△ 390,000	2. 経常外増減の部			
死亡弔慰金	3,580,000	5,150,000	△ 1,570,000	(1) 経常外収益			
災害見舞金	0	240,000	△ 240,000	引当金戻入額	0	1,867,350	△ 1,867,350
介護休暇給付金	100,000	100,000	0	責任準備金戻入額	0	1,867,350	△ 1,867,350
結婚祝金	7,350,000	9,500,000	△ 2,150,000	経常外収益計	0	1,867,350	△ 1,867,350
小学校入学祝金	15,200,000	15,000,000	200,000	(2) 経常外費用			
育児休業給付金	2,023,399	3,246,534	△ 1,223,135	経常外費用計	0	0	0
リフレッシュ給付金	30,830,000	28,390,000	2,440,000	当期経常外増減額	0	1,867,350	△ 1,867,350
厚生費	16,428,610	15,936,190	492,420	税引前当期一般正味財産増減額	3,935,062	40,584,388	△ 36,649,326
支払保険料	207,426,198	207,184,575	241,623	法人税、住民税及び事業税	10,663,100	11,628,100	△ 965,000
支払配当金	49,309,948	24,391,157	24,918,791	当期一般正味財産増減額	△ 6,728,038	28,956,288	△ 35,684,326
保育サポート事業費	10,110,750	9,834,500	276,250	一般正味財産期首残高	375,599,283	346,642,995	28,956,288
育児休業取得推進事業費	3,615,414	2,664,442	950,972	一般正味財産期末残高	368,871,245	375,599,283	△ 6,728,038
事務委託費	11,244,055	13,392,600	△ 2,148,545	II 指定正味財産増減の部			
旅費	155,292	124,607	30,685	当期指定正味財産増減額	0	0	0
事務費	771,711	712,734	58,977	指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
事務用消耗品費	208,805	80,102	128,703	指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
図書印刷費	303,220	180,700	122,520	III 正味財産期末残高	369,871,245	376,599,283	▲ 6,728,038
通信運搬費	123,047	148,055	△ 25,008				
会議費	22,223	46,079	△ 23,856				
その他	114,416	257,798	△ 143,382				
賃借料	570,325	608,775	△ 38,450				
負担金	622,460	833,219	△ 210,759				
委託費	5,094,935	2,348,220	2,746,715				
租税公課	28,650	36,905	△ 8,255				
報酬	1,790,000	1,685,040	104,960				
職員手当	245,016	328,548	△ 83,532				
支払寄附金	5,100,000	5,100,000	0				
責任準備金繰入	45,774,547	6,920,748	38,853,799				
雑費	5,540	6,055	△ 515				

財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	預金	東邦銀行県庁支店		421,751,066
	前払費用			130,863,840
	未収金			34,501,269
	立替金			135,745
	未収収益			154
流動資産合計				587,252,074
(固定資産)				
基本財産				
	定期預金			3,000,000
その他固定資産				
	ソフトウェア			1,159,500
固定資産合計				4,159,500
資産合計				591,411,574
(流動負債)				
	未払費用	社会保険料		34,482,622
	未払消費税			979,200
	未払法人税等			10,663,100
	預り金			6,820
	前受金			2,380,488
	支払備金			2,083,540
流動負債合計				50,595,770
(固定負債)				
	責任準備金			170,944,559
固定負債合計				170,944,559
負債合計				221,540,329
正味財産				369,871,245

財務諸表に対する注記及び附属明細書

財務諸表に対する注記

1 基本財産の増減額

基本財産の増減額は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

2 基本財産の財源等の内訳

基本財産の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	(1,000,000)	(2,000,000)	(-)
合計	3,000,000	(1,000,000)	(2,000,000)	(-)

附属明細書

1 基本財産の明細

基本財産の明細については、財務諸表の注記に記載をしているため、注記を省略している。

貸借対照表

法人全体

一般財団法人 福島県職員共助会

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	369,874,540	329,136,224	40,738,316
東邦銀行県庁支店	369,874,540	329,136,224	40,738,316
前払費用	148,929,960	154,712,770	△5,782,810
未収金	26,450,163	25,912,937	537,226
立替金	132,011	139,002	△6,991
未収収益	301	284	17
流動資産合計	545,386,975	509,901,217	35,485,758
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,711,100	875,000	836,100
その他固定資産合計	1,711,100	875,000	836,100
固定資産合計	4,711,100	3,875,000	836,100
資産合計	550,098,075	513,776,217	36,321,858
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	7,603,088	△7,603,088
未払費用	26,586,244	17,723,205	8,863,039
未払消費税	1,092,500	1,037,300	55,200
未払法人税等	11,628,100	10,532,300	1,095,800
前受金	2,168,133	3,686,989	△1,518,856
支払備金	6,853,803	5,433,726	1,420,077
流動負債合計	48,328,780	46,016,608	2,312,172
2. 固定負債			
責任準備金	125,170,012	120,116,614	5,053,398
固定負債合計	125,170,012	120,116,614	5,053,398
負債合計	173,498,792	166,133,222	7,365,570
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	375,599,283	346,642,995	28,956,288
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	376,599,283	347,642,995	28,956,288
負債及び正味財産合計	550,098,075	513,776,217	36,321,858

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	329,136,224	306,745,241	22,390,983
東邦銀行県庁支店	329,136,224	306,745,241	22,390,983
前払費用	154,712,770	159,694,670	△4,981,900
未収金	25,912,937	35,536,771	△9,623,834
立替金	139,002	141,185	△2,183
未収収益	284	267	17
流動資産合計	509,901,217	502,118,134	7,783,083
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	875,000	1,311,583	△436,583
その他固定資産合計	875,000	1,311,583	△436,583
固定資産合計	3,875,000	4,311,583	△436,583
資産合計	513,776,217	506,429,717	7,346,500
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,603,088	14,626,192	△7,023,104
未払費用	17,723,205	20,236,006	△2,512,801
未払消費税	1,037,300	2,076,500	△1,039,200
未払法人税等	10,532,300	11,974,300	△1,442,000
前受金	3,686,989	2,303,889	1,383,100
支払備金	5,433,726	6,815,078	△1,381,352
流動負債合計	46,016,608	58,031,965	△12,015,357
2. 固定負債			
責任準備金	120,116,614	136,509,570	△16,392,956
固定負債合計	120,116,614	136,509,570	△16,392,956
負債合計	166,133,222	194,541,535	△28,408,313
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	346,642,995	310,888,182	35,754,813
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	347,642,995	311,888,182	35,754,813
負債及び正味財産合計	513,776,217	506,429,717	7,346,500

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	306,745,241	270,950,893	35,794,348
東邦銀行県庁支店	306,745,241	270,950,893	35,794,348
前払費用	159,694,670	158,565,350	1,129,320
未収金	35,536,771	26,227,871	9,308,900
立替金	141,185	177,187	△36,002
未収収益	267	298	△31
流動資産合計	502,118,134	455,921,599	46,196,535
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	1,311,583	1,846,250	△534,667
その他固定資産合計	1,311,583	1,846,250	△534,667
固定資産合計	4,311,583	4,846,250	△534,667
資産合計	506,429,717	460,767,849	45,661,868
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	14,626,192	8,604,184	6,022,008
未払費用	20,236,006	18,234,195	2,001,811
未払消費税	2,076,500	0	2,076,500
未払法人税等	11,974,300	9,458,200	2,516,100
前受金	2,303,889	3,181,758	△877,869
支払備金	6,815,078	7,107,317	△292,239
流動負債合計	58,031,965	46,585,654	11,446,311
2. 固定負債			
責任準備金	136,509,570	133,463,670	3,045,900
固定負債合計	136,509,570	133,463,670	3,045,900
負債合計	194,541,535	180,049,324	14,492,211
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	311,888,182	280,718,525	31,169,657
負債及び正味財産合計	506,429,717	460,767,849	45,661,868

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	270,950,893	417,606,957	△146,656,064
東邦銀行県庁支店	270,950,893	417,606,957	△146,656,064
前払費用	158,565,350	0	158,565,350
未収金	26,227,871	35,537,354	△9,309,483
立替金	177,187	165,841	11,346
未収収益	298	280	18
仮払消費税	0	512,352	△512,352
流動資産合計	455,921,599	453,822,784	2,098,815
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
器具及び備品	0	2	△2
ソフトウェア	1,846,250	1,034,250	812,000
その他固定資産合計	1,846,250	1,034,252	811,998
固定資産合計	4,846,250	4,034,252	811,998
資産合計	460,767,849	457,857,036	2,910,813
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,604,184	16,379,474	△7,775,290
未払費用	18,234,195	19,021,616	△787,421
未払法人税等	9,458,200	8,777,500	680,700
前受金	3,181,758	353,015	2,828,743
仮受消費税	0	611,684	△611,684
支払備金	7,107,317	7,112,666	△5,349
流動負債合計	46,585,654	52,255,955	△5,670,301
2. 固定負債			
責任準備金	133,463,670	137,052,609	△3,588,939
固定負債合計	133,463,670	137,052,609	△3,588,939
負債合計	180,049,324	189,308,564	△9,259,240
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	280,718,525	268,548,472	12,170,053
負債及び正味財産合計	460,767,849	457,857,036	2,910,813

貸借対照表

平成 31年3月31日現在

(単位 : 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	417,606,957	233,926,056	183,680,901
東邦銀行県庁支店	417,606,957	233,926,056	183,680,901
前払費用	0	144,527,900	△144,527,900
未収金	35,537,354	28,081,530	7,455,824
立替金	165,841	365,829	△199,988
未収収益	280	263	17
仮払消費税	512,352	0	512,352
流動資産合計	453,822,784	406,901,578	46,921,206
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) その他固定資産			
器具及び備品	2	41,581	△41,579
ソフトウェア	1,034,250	4,604,490	△3,570,240
その他固定資産合計	1,034,252	4,646,071	△3,611,819
固定資産合計	4,034,252	7,646,071	△3,611,819
資産合計	457,857,036	414,547,649	43,309,387
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	16,379,474	8,098,079	8,281,395
未払費用	19,021,616	19,216,595	△194,979
未払消費税	0	309,900	△309,900
未払法人税等	8,777,500	9,805,400	△1,027,900
前受金	353,015	428,324	△75,309
仮受消費税	611,684	0	611,684
支払備金	7,112,666	7,745,329	△632,663
流動負債合計	52,255,955	45,603,627	6,652,328
2. 固定負債			
責任準備金	137,052,609	143,735,287	△6,682,678
固定負債合計	137,052,609	143,735,287	△6,682,678
負債合計	189,308,564	189,338,914	△30,350
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	268,548,472	225,208,735	43,339,737
負債及び正味財産合計	457,857,036	414,547,649	43,309,387